

日本におけるシングルマザー、 福祉改革、貧困

江沢あや／鈴木 玲 訳

はじめに

- 1 シングルマザーと福祉改革——アメリカの経験
- 2 日本のシングルマザーと福祉改革
- 3 シングルマザーの就労と収入——事例研究
- 4 家計をやりくりする

おわりに

はじめに

ナンシー・フレイザーとリンダ・ゴードンは1994年の重要な論文「依存の系譜学——アメリカ福祉国家のキーワードをたどる」で、「福祉依存 welfare dependency」の概念の歴史的な発展を検討した。彼女らの分析は、どのように公的扶助への「依存」がアメリカの福祉制度をめぐる議論のキーワードになったのかということだけでなく、どのように公的扶助の「負」の側面のすべてを象徴するようになったのかを論じた。政治的な立ち位置にかかわらず、いわゆる「福祉への依存」が是正されるべき「問題」であるという前提は当然視されるようになった。1996年に導入された福祉改革は、公的扶助への新たなアプローチへの道をつくったとされる。ビル・クリントン大統領が導入した福祉改革は、「我々が知っている福祉を終わらせる end welfare as we know it」ことを目的とし、「就労」と「自立」が福祉への「依存」を克服する手段であると強調した (Fraser and Gordon 1994)。

いわゆる福祉への「依存」から「就労による自立 independence through work」への政策シフトは、アメリカに限られたものではなく、他の国の福祉改革にも影響を与えた。日本の2002年の福祉改革（母子福祉改革）も、「福祉」ではなく「就労」を強調し、シングルマザーの就労に焦点をあてた。この福祉改革の不可解な側面のひとつは、福祉から就労へという政策を、すでに大多数が働いているシングルマザーに適用しようとしたことである。日本では結婚している母親の就労率は低いものの、シングルマザーの就労率は80%以上である。福祉改革の当時、生活保護を受けてい

たシングルマザーは10～12%にとどまり(厚生労働省2003), 受給者もしばしばパートタイムで働いていた。1996年の福祉改革導入以前のアメリカをみると, 32%のシングルマザーがAFDC(要扶養児童家族扶助:Aid for Families with Dependent Children)を受給し(Fang and Keane 2004), 1993年のシングルマザーの就労率は58%で(Slack, Magnuson et al. 2007), 日本の結婚している母親の就労率より低かった。それに対して, 日本のシングルマザーの就労率は他国のシングルマザーの就労率より高いだけでなく, 結婚している母親の就労率を大幅に上回っている(埋橋1997)。

シングルマザーの大多数が自分や子どもたちの生活を支えるために生活保護に頼っておらず, すでに仕事に就いていたとすれば, 日本のシングルマザーの就労と自立を促進する政策はいったい何を目的としていたのか。生活保護だけでなく他の公的支援からの「自立」は, 働いているシングルマザーの生活状態にどのような含意をもつのか。本稿は, これらの疑問点を日本のシングルマザーの日常生活の観点から検討する。本稿の分析は, 筆者が1998～2000年および2005年に行ったシングルマザーに対する59件の質的な聞き取り調査に基づいている。調査対象は, バブル経済の前あるいはその時期に成人して, 平成不況の時期に子どもを育てた年齢層のシングルマザーである。すなわち本稿の観察は, 日本のシングルマザーの現在ではなく, 2002年の福祉改革当時, 1990年代末から2000年代初めにかけての日本のシングルマザーの具体的な生活と家庭の貧困の実態を示すものである。

1 シングルマザーと福祉改革——アメリカの経験

日本の福祉改革を検討する前に, 「福祉」ではなく「就労」に焦点をあてることの意味と, そのことがシングルマザーの生活に与える含意を検討したい。ここではアメリカの事例が参考になる。アメリカでは福祉改革とシングルマザーへの影響が広く議論され研究対象となってきた。福祉改革に至るまでの経緯で中心的だったのは, AFDCを受給しているシングルマザーをめぐる数十年にわたる議論であった。フレーザーとゴードン(Fraser and Gordon 1994)が示すように, 福祉依存は常に否定的意味を伴うものではなかった。今日においても, 老齢年金や障害年金にみられるように, 公的資源を利用することすべてが否定的な意味をもつものではない。シングルマザーが公的扶助を受けることに投げかけられる否定的イメージは, 福祉を受給する理由についての特定の前提に依拠した政策的言説から派生したものである。この言説は, 政治的な立ち位置にかかわらず, 公的扶助を受けることを, 金銭や資源の欠如に単純に結びつけるのではなく, 受給者は道徳的な欠陥があり依存文化に浸っている現れであるとみなす(Fraser and Gordon 1994: 328)。すなわち, 公的扶助受給者の動機, 態度, 行為が, 「改善されるべき」核心問題だとみなされてきた。加えて, 福祉プログラムが支援を提供することで「貧困の文化」に貢献し, 受給者の依存を助長させているのではないか, という議論も活発に行われてきた。

このような特定の前提に対して, アメリカの福祉受給者に関する研究は, 批判的見解を示してきた。キャロル・スタック(Stack 1974)の研究は, 公的扶助を受けているシングルマザーの詳細な生活状況を描いただけでなく, 社会的なネットワークやインフォーマルな資源がシングルマザーが家計をやりくりするのに重要な役割を果たすことを示したことで, 研究に大きな貢献をした。公的

扶助を受けているシングルマザーは、金銭的に逼迫したとき、銀行や他の金融機関からの支援を受けることができないため、彼女たちの相互扶助ネットワークが重要なセーフティネットを提供した。スタックは、シングルマザーが非常に少ない、あるいは不十分な資源しかない状況で、子どもたちの世話をやりくりする戦略とその合理性を説得的に示した。彼女の研究で最も重要な点は、シングルマザーに限られた機会と資源を積極的に活用していることを強調したことであり、同時に、仕事をするのは公的扶助を失うだけではなく、相互扶助ネットワークから切り離されることを示したことである。すなわち、仕事をして「自立」することに伴う内在的リスクを浮き彫りにした。

さらにキャサリン・エディンとローラ・レインは、1997年の研究 *Making Ends Meet: How Single Mothers Survive Welfare and Low-Wage Work*（生計を立てる：シングルマザーがどのように福祉と低賃金労働を生き抜くか）で、なぜ一部のシングルマザーが福祉から就労に移行できたのに、他のシングルマザーが移行できなかったかを分析した（Edin and Lein 1997）。一般的な言説は、シングルマザーは仕事を探す動機に欠けており努力をしないと非難する傾向にある。それに対して彼女たちの研究は、低賃金でしばしば不安定な仕事で生計を立てているシングルマザーたちは、友人や家族によるチャイルドケアや通勤のために借用できる車など、就労への移行を可能とするインフォーマルな資源をより多くもつ傾向にあると論じた。仕事に就くことは、衣服、通勤、保育料、健康保険料などの追加的支出を伴うため、これらのインフォーマルな資源はシングルマザーが福祉から就労に移行するのに必須の条件となっている。約400人の質的インタビューに基づく彼女たちの研究は、公的扶助に頼って生活するシングルマザーたちが怠惰な状態にあるわけではないことも示した。AFDCのみに頼っていたとされる母親がインタビュー対象者のなかで1人いたが、この事例では生活が極端に苦しく子どもたちがネグレクト状態に置かれていたとして、母親の養育権が剥奪されようとしていた。AFDCを受給していたそれ以外のインタビュー対象者は、自分や子どもたちの生活を支えるため、ベビーシッターになったりスूपキッチン（食事無料提供サービス）を利用するなど、さまざまな種類のインフォーマルな活動を駆使して、資源を生み出そうとしていた。公的扶助を受けるのは、働く意欲に欠けるからではなく資源に欠けるからであり、不安定で低賃金の仕事では自分や子どもたちを支える資源として不十分であることが、その背景にある。

1996年改革のその後の展開は、シングルマザーが就労を通じた自立を強制されることのコストをいっそう浮き彫りにした。1996年の改革は、AFDCに代わって導入されたTANF（貧困家族一時扶助：Temporary Assistance for Needy Families）の受給期限を5年間とし、就労要件を導入した。また、扶助を受けるシングルマザーが仕事を探し、TANFプログラムから退出することを促すため、プログラムのルールを守らない場合にはペナルティを科すこととなった。その結果、TANFの受給者数は数年のうちに大幅に減少した。しかしTANFから退出することは、ほとんどの場合、経済的自立を意味していない（e.g. Brauner and Loprest 1999）。TANFの受給者は減ったものの、障害をもつシングルマザーは、他の福祉プログラムに移行した。フードスタンプ（食料切符）やメディケイド（医療扶助）の受給資格が拡大したため、働いているシングルマザーの多くはTANFとは別のプログラムの支援を受け続けている（e.g. University Consortium on Welfare Reform 2004）。さらに、さまざまな研究が示しているとおり、多くの福祉退出者は低賃金の仕事に就くが、働くための追加支出、たとえばチャイルドケア、通勤、仕事のための衣服などのコスト

がかかるため、彼らの実際の収入と生活水準は貧困線を下回ったままである (Acs and Loprest 2007)。すなわち、TANF という形の福祉受給は減少したものの (Fang and Keane 2004 : 2)、福祉退出者の生活状態や労働状態をみると、経済的に自立し、政府の援助なしに生計が立てられるようになったとはいえない。むしろ、セーフティネットが欠如していることの深刻さや、働くシングルマザーが直面する貧困の深さが浮き彫りになったといえるだろう。

2 日本のシングルマザーと福祉改革

1996年のアメリカの福祉改革と2002年の日本の福祉改革は、目的や性質において、ある程度類似したものであると考えられる。日本の改革も就労による自立を促進し、シングルマザーに対する政府の援助を削減しようとした。日本の改革のレトリックが「就労を通じた自立」や仕事への意欲を強調し、アメリカの改革のレトリックと類似することは、決して偶然ではない。さらに、児童扶養手当は父親と一緒に暮らしていない子どもたちに与えられた権利であったが、福祉改革は同手当の目的を父と離別後の一時的な経済的困難への援助であると書き直した。政策立案者たちは、シングルマザーが最も援助を必要とするのは離婚後の一時的な移行期であるとの前提から、児童扶養手当の満額支給期間に5年の制限を設け、職業訓練や他の施策を通して就労を促進しようとした。

アメリカやその他の国での福祉改革のトレンドを考慮に入れると、日本の改革で示されたアプローチは新しいものではなく、驚くには値しない。注目すべきことは、日本の改革が、少なくともアメリカの視点からすれば、すでに達成された目的を追求しようとしていることである。80%以上のシングルマザーが改革時だけでなく戦後期全体を通して働いていた。日本の福祉改革でも、福祉から就労への促進と、期限付きの援助というアメリカと類似したレトリックが使われたが、就労の促進は戦後初期にシングルマザーに対する政策が策定されて以来、政策の中核を占めていた (藤原 2005a)。2002年に導入された改革は、就労自体を強調したというより、シングルマザーに公的援助からの自立を求めるために雇用を促進するというものであった (Ezawa and Fujiwara 2005)。

ここで強調しなければならないのは、日本のシングルマザーに対する公的援助は、アメリカのように生活保護の形態をとらないことである。すなわち、日本の場合、生活保護を受けているシングルマザーは一部にすぎず、多くのシングルマザーが受けているのは児童扶養手当であり、その手当が福祉改革の対象だった。児童扶養手当は生活保護とは異なり、生活費すべてをカバーすることを目的としない。すなわち、世帯収入を補完するものの、世帯収入すべてを代替するものではない。児童扶養手当は、主に賃金から成る世帯収入が低い場合の追加的援助であり、その金銭援助が削減の対象となった。

子どもの父親が支払う養育費も、シングルマザーが受け取ることが可能な金銭援助である。しかし、養育費の受け取りを促す政策が実施されているものの、2011年時点で養育費を受け取っているシングルマザーの割合は19.7%にとどまっている (厚生労働省 2011)。養育費支払履行強制の欠如は、現在の福祉レジームにおける子どもの権利擁護の限界を浮き彫りにする (下夷 2008)。厚生労働省「全国母子世帯等調査」によると、短大や大学まで教育を受けた母親は、高卒の母親に比べて、養育費支払いの取り決めを父親と交わしている割合が高い (厚生労働省 2011)。すなわち、養

育費は教育水準が高い母親への援助にはなるかもしれないが、教育水準が低く資源が少ない母親への援助にはなりにくい。離婚が起きやすいのは、父親の教育水準が低く低収入の場合であるとされるため、養育費をシングルマザーの生活費の主要な資源として位置づける養育費支払履行強制政策は注意して取り扱う必要がある（水無田 2014：105）。

シングルマザーが就労を通して家族を支えることで直面する難しさは、日本のシングルマザーの広範囲にわたる貧困で浮き彫りにされる。2000年代初めにおいて、親と同居していないシングルマザーの65～70%は貧困状態にあると推定され（阿部・大石 2005）、現在、すべてのシングルマザーの約50%が貧困状態にある。2010年のシングルマザーの平均世帯収入は、子どもがいる世帯平均の44.2%にとどまっている（厚生労働省 2011）。福祉改革は、シングルマザーがより高い収入を得る能力をつけるために、職業訓練を受ける者への支援などさまざまな施策を導入した。しかし、入手可能なデータによると、シングルマザーになって最初の3年間は収入が増加するものの、長期的には漸増するにとどまる。一定程度の収入増加を得ることができるのは、高い教育水準をもち、相対的に若いシングルマザーである。さらに、シングルマザーは年をとるごとに厳しい生活状況を経験している（阿部 2008：135-137）。

シングルマザーが家族を養えるだけの賃金を得ることが難しいのは、女性を中心とした非正規雇用の増加と部分的に関連している。このことは、彼女たちの稼働能力に大きく影響する。厚生労働省「全国母子世帯等調査」によると、「正規の職員・従業員」として働いているシングルマザー（シングルマザー全体の30.4%と推定される）の平均年収は270万円である。他方、「パート・アルバイト等」として働いているシングルマザー（シングルマザー全体の47.5%）の平均年収は、正規の年収の半分以下である125万円である。また、雇用形態にかかわらず「事務」として働くシングルマザーの平均年収が215万円であるのに対し、「販売」と「サービス」で働くシングルマザーの平均年収はそれより低く、それぞれ141万円、149万円である（厚生労働省 2011）。さらに、大卒者のシングルマザーの平均年収は297万円であるのに対し、高卒者の年収はそれを大きく下回る169万円である。すなわち、シングルマザーが自らの就労で自立できるかどうかは、単に働く動機によるものでなく、彼女たちの学歴や正規の仕事に就ける機会にかかっている。

シングルマザーと子どもたちが低い収入で暮らしていることは、単に短期的な問題ではなく、社会に重大な影響をおよぼす長期的な問題である。阿部彩が示したように（阿部 2008）、貧困線未満の世帯収入は、学習環境の資源の欠如を生み、子どもたちの学校での成績に影響する。低い収入は子どもたちの健康や社会関係にも影響する。母親がフルタイムでの就労に加えて子どものケアにベストをつくしたとしても、子どもたちが経験する欠乏感は彼らのライフコースに長期的な結果をもたらす可能性もある（阿部 2008：19）。シングルマザーの低収入は経済的な問題だけでなく、子どもたちの健康、社会福祉、教育機会、および将来のライフコースにも影響を与えるのである。

福祉改革はシングルマザーの就労の促進や仕事上の地位の向上をめざしたにもかかわらず、先行研究は彼女たちの努力にかかわらずシングルマザーが厳しい経済状況に直面していること、そして厳しい経済状況が子どもたちの現在と未来の福祉に影響をおよぼすことを指摘する。さらに、適切な雇用機会を得て家族が養える賃金を稼げる能力は、シングルマザーたちの努力や動機だけでなく、学歴や、母親としてフルタイムの正規雇用を見つけられるかといった構造的要因にも左右され

るのである。

3 シングルマザーの就労と収入——事例研究

筆者がインタビューしたシングルマザーのストーリーは、シングルマザーとしてフルタイムの仕事を見つけて保持する困難さを示す (Ezawa 2016 を参照)。インタビュー対象者のほとんどは、子どもが学齢期になる前にシングルマザーになったため、子どもの父親と離別した時、その多くが仕事に就いていなかった。仕事に就いていない理由はさまざまである。多くは出産時に仕事を辞めていた。配偶者の要請で家にいる人や、いずれ再就職する計画で一時的に仕事を中断している人もいた。離別が突然でトラウマを抱えている事例もあった。配偶者の DV や借金で、すべてを置いて母子生活支援施設 (母子寮) に避難した母親もいた。離別時に母親が就労していた場合でも、シングルマザーになった後、生活状況の変化から多くが仕事を変えていた。これは、全国的なデータ (シングルマザーになって転職した者は 47.7% に上る) によっても確認できる (厚生労働省 2011)。

子どもの年齢にかかわらず、離別時に働いていなかった母親は、離別後、急いで仕事を探そうとした。これから先何ができるのか、果たして自分と子どもだけで生活していけるのかわからない状況のため、シングルマザーたちは生計を立てるために就労することの必要性を明らかに感じていた。離別時に就労していなかった 1 人の母親は、「離婚後、私は働きだしました。児童扶養手当だけでどのように生活していけるのかわからなかったから。生計を立てることに自信がなく、まずお金を稼がなくてはならないと思いました」と述べた。

子どもの年齢が低い母親でも、仕事を探すことを最優先させた。子どもを産んですぐ母子寮に避難し、お金も資源もなかったインタビュー対象者の 1 人は、以下のように語った。

私は寮に少しだけ滞在しました。最初の 1 カ月間、寮は子どもたちの世話をしてくれましたが、その後は自分で子どもたちの面倒をみなくてはならず、私は子どもを連れて職安に行き、職場を訪問しました。大変でしたが、なかには私が子どもを連れていくことを肯定的にみってくれる人もいて、温かい雰囲気でも迎えてくれました。私は子どもを産んですぐ仕事を探したのです。……生活保護を受け続けることもできました。しかし生活保護に長くともどまると、仕事に戻ることが難しくなってしまいます。それは子どもたちにとって良くないと思いました。

生活保護の受給を躊躇することは、他の母親でもみられた。例えば、第 2 子を出産した直後に配偶者に去られたため収入がなくなった母親は、すぐに家賃を払うことができなくなり、自分と子どもたちの生計を立てられなくなった。子どもたちを保育園に預けることができなかったため、彼女は生命保険のセールスの仕事を始めたものの、仕事はうまくいかなかった。家賃の支払いが遅れて家計のやりくりができなくなった時も、彼女は生活保護の申請を嫌がった。彼女は、「福祉事務所から人が訪ねてきて、書類にサインさえすれば、生活保護を受けることができました。だけど、なぜかサインをすることができませんでした。私は大学まで行き、両親は経済的に厳しいときも大学の学費を払ってくれました。だから私は、自分自身が福祉に頼ることに納得できないのです」と話

した。生活保護を受けずに生計を立てていこうとする彼女の意欲は称賛に値するものの、そのことは彼女と彼女の子どもたちを不必要に厳しい生活状況に置いていた。

言うまでもなく、仕事に就いていない時期を経た後で、しかも幼い子どもたちの世話をしながら仕事を探すのは難しい。多くの母親たちにとっての最初のハードルは、子どもたちを預ける保育園を見つけることである。乳児の待機児童リストが長いことは知られているが、インタビュー対象者のほとんどは、数カ月のうちに子どもを預ける施設を見つけることができたようである（認可保育所とは限らない）。子どもの預かり先が決まれば、次の問題は自分と子どもたちの生活を維持するためにどのような仕事に就くことができるかである。多くのシングルマザーは最初、短期で見つけることができる仕事とにかく就こうとする。1人の母親は以下のように説明する。

私は保育園に子どもを預けることができましたが、1カ月間、仕事を見つけることができませんでした。やっと自転車で通える近くで時給700円の仕事を見つけました。私は離婚後そこで1カ月働きました。月に約5万円しか稼げませんでしたが、貯金があったため、何とか食べて、生活ができました。2カ月間そのような暮らしをしましたが、それでは生活がもたないと思いました。母子寮の知り合いが私に職業訓練校を教えてくれたので、訓練校に入り、給付金を受けながら受講しました。そして給料が高い仕事に応募できる資格を取得できました。

「仕事を見つける」ということは、どんな仕事でも構わないから見つけるということではない。母親たちは、パートタイムの仕事では子どもを育てるために十分で安定した賃金を稼げないことをよく理解している。別の母親は次のように説明する。

私は一時的に身を寄せた両親の家からすぐに独立する必要があると思っていました。だけど、当時はバブル経済がはじけた時だったので、どこで働くべきなのか考えました。一般事務職も考えましたが、そのような職種は最初にリストラ対象になるかもしれません。皿洗いやビルの清掃の仕事でも構わないとも思いました。だけど子どもを育てることを考えると、やはり安定した給料をもらえる仕事が必要です。さもなければ、大変なことになります。そのため、私はビジネス業務の職業訓練を受けて、簿記の資格を取りました。

シングルマザーとして職探しをすることは、彼女らが置かれた新しい状況と関連をもつ。一定の額の収入が得られて、安定して長期的に働けることが重要となる。職業訓練は、再就職の機会だけでなく、より有利な雇用機会やより高い収入を得ることができる資格が取得できる重要な手段を提供する。

しかし、職業訓練を受けて資格を取得しても、子どもの世話をする必要性が、職探しの障害になることもある。資格をもっていても母親が幼い子どもを抱えている場合、フルタイムの仕事と幼い子どもの世話を同時に行う難しさのため、仕事の選択肢は限られてしまう。多くの母親にとって問題となるのは、幼い子どもを預けているために残業ができないことである。彼女たちは、保育園が午後6時や7時に閉まる前に子どもを引きとりにいかなければならないが、通勤時間が長い場合に

その時間までに引きとりに行くのは難しい。幼い子ども抱えた母親たちにとって、昇進の可能性のある仕事よりも、昇進の可能性は限られているが勤務時間が決まっている仕事を選ぶほうが現実的な選択肢となる。

母親たちが直面するもう1つの重要な問題は、保育園の時間に合わせて働くことに加え、子どものケアが緊急に必要な時の対処である。パートの仕事は、拘束時間が短く、柔軟性があっても、仕事を休むと収入が減ることと解雇につながる可能性があることと心配した母親もいた。他方、仕事の量が多いフルタイムの仕事は、子どもの緊急のケアのために仕事を休むことが難しい。ある母親は彼女の選択肢について以下のように述べた。

適当な仕事を探すのにしばらく時間がかかりましたが、パートタイムの仕事を見つけ、パートタイムで働きながら貯金を切り崩して暮らしていました。……仕事には毎日行きましたが、働く時間を短くしていました。しばらくの間、離婚のためのカウンセリングと家庭裁判所での面接を受ける必要があったためです。また、子どももなかなか保育園に慣れませんでした。当時、フルタイムで働くのは厳しい状況でした。……正社員になるにしても、私は職歴に空白があるため、まず勉強をしなくてはならないと思いました。そのため、職業訓練に応募して6か月通いました。そして、正規の仕事を見つけました。会社は小さく、バブルがはじけた時期だったのですが、業績は良かったようです。……誰もそれほど働かず、楽をしていました。……残業もありませんでした。仕事中に必要ならお使いのため外に行くこともできました。子どもを理由に仕事を休むことはできませんでしたが、緊急のケアが必要な時は同僚が助けてくれました。

彼女は、もっと努力が求められるものの、より給料の高い仕事に就く資格もっていた。しかし、子どもの緊急のケアに対処する必要があったため、地味であるが、残業がない、小さな会社の事務職に就くことを優先した。

多くの母親たちは、子どもたちが学校に入ったならフルタイムの、もっと給料の高い仕事を探そうと考えている。しかしその時には、彼女らの多くは40歳に近づいていて、仕事を変えること、とくに正規の仕事に転職することは難しくなる。年齢制限が課せられた仕事が存在するだけでなく、40歳を超えて正規職に就くこと自体が難しく、またキャリアを新たに開発する機会も少なくなる。子育ての最も厳しい時期をパートなど労働時間が限られた仕事で働いた後で、子どもが大きくなったからといって、新たな仕事を見つけて収入を増やすことは難しい。ある母親は次のように述べた。

私は今の仕事を5年前に見つけました。それまで私は会計事務所にパートタイマーとして長い間働いていて、職場も気に入っていました。娘が小学校に入学した時、私はまだ会計事務所で働いていましたが、娘が小学校に入ったのだからフルタイムの仕事を見つけなくてはと思いました。会計事務所の仕事は面白く、職場の居心地も良かったのですが、パートの仕事だったので月給10万円ぐらいでした。娘が小学校に入ると保育園の時よりも衣料費などでもお金がかかり、今後はもっとお金がかかることに気がつきました。貯金もしなくてはと思いました。

職場の上司に話して、私はひとり親なのでフルタイムの仕事を探すため仕事を辞めますと伝えました。上司は私がどのぐらいの給料が必要なのか聞いて、月給 15 万円でよかったら正社員にしてあげると言いました。だけど 15 万円は私の期待していた額ではなく、もっと高い給料を希望していたので、上司の申し出を断りました。

私は今、契約社員で、契約は来年の 9 月までです。契約が更新されるかわからないので、とても不安です。40 歳になると事務職を見つけるのが難しくなります。35 歳までは仕事がありましたが、私は今 43 歳になったので、新しい仕事を見つけるのは難しいと思います。私は今の仕事に就いていることに感謝しているし、文句を言うつもりはありません。他で仕事が見つければよいのですが、おそらく仕事はないでしょう。清掃の仕事ならあります。年齢を問わないと言っているし、年をとり、資格をもたない人は、そのような仕事に落ち着くしかないでしょう。

シングルマザーのストーリーは、彼女たちが働いていることだけではなく、彼女たちが働いている仕事の種類に注意を向ける必要があることを示唆する。シングルマザーは結婚している母親よりも、フルタイムの仕事に就いている割合が高い。しかし、それでもほぼ半分のシングルマザーがパートや契約社員などの非正規雇用であり、短期的な支えとはなるが、長期的には賃金が不安定で不十分である。すなわち、シングルマザーが直面する課題は、再び就労することだけではなく、中年になってからも安定して働けて家族賃金がもらえる正規職を探すことである。

もちろん、仕事と生活を両立させて、正規の仕事に就き、児童扶養手当の支給対象となる所得限度額以上の給料を得ている母親もいる。このような状況に到達する前提は、学歴や資格をもち、特定の分野で継続した勤務経験である。日本労働研究機構が 2003 年に行ったシングルマザーの就労支援に関する調査は、高水準の収入を得るためには若い時期に正規職に就き働き続けることが重要であることを示す。30 歳以下で正規職に就くことは、高水準の賃金を得る可能性を高める。他方、28 歳より高い年齢で正規職に就くと、年収 300 万円以上の収入は得にくくなる（日本労働研究機構 2003：251）。

さらに、安定して高収入の仕事に就いたシングルマザーは、ほぼ例外なしに、ほとんどのシングルマザーがもたない特別な状況や資源に恵まれている。例えば、ファミリー・フレンドリーな公務部門の職場は、安定した仕事を提供し、子どものケアが緊急に必要なときは仕事を休むことができる柔軟性をもつ。このような傾向は先行研究でも確認されている（平尾 1999）。他方、民間部門で働く母親たちは、より不利な立場に置かれており、キャリアのある仕事で働き続けるためには突出した成果を上げることが期待されている。また、子どもを親（子どもの祖父母）に預けることができる母親は、長い時間をかけた通勤も可能となり、残業をするなど仕事に十分な時間を費やすことができる。シングルマザーのほぼ 3 分の 1 は、親と同居している。親との同居は彼女たちの就労にとってメリットがあるものの、彼女たちが子どもたちと過ごせる時間が少なくなることも意味する（Raymo and Ono 2007）。すなわち、子どものケアを他者に委ねることができるかどうかは、昇進の可能性のあるフルタイムの仕事を遂行するかどうかの前提条件でもある。

フルタイムの正規職と子育てを両立させて、児童扶養手当の所得限度額以上の高い賃金を稼ぐこ

とができるシングルマザーは、ほとんどの場合、大卒者である。彼女たちは20代で正規の仕事に就き、その仕事を結婚・出産後も継続した人たちである。教育水準が重要であることは、厚生労働省「全国母子世帯等調査」でも確認できる。2011年調査によると、働いているシングルマザーの39.6%が「正規の職員・従業員」だったが、大卒者では52.6%、高卒者では37.1%、中卒者では19.7%であった。高卒者と中卒者の過半数は「パート・アルバイト等」である（それぞれ66.4%、52.5%）（厚生労働省2011）。

「仕事を通じた経済的自立」という理想的な状態を達成したシングルマザーは、多くの意味で例外なのであり、一般的傾向ではない。すなわち、そのような例外的な母親は、教育水準が高く、出産前から正規の仕事に就いており、子どものケアが緊急に必要な場合に使えるフォーマルな資源やインフォーマルな資源を有している人たちである。多くのシングルマザーは就労機会や収入機会を増やすために資格を取得するなど努力をしている。しかし、支援や補助があっても、すべての母親が資格取得に必要な時間を費やせるわけではない。とくに結婚・出産による仕事の中断や、子どものケアと仕事の両立の負担は、高い収入を得られる仕事に母親が就くことができる可能性を大きく限定する。政府のプログラムは離別後の数年間に重要な支援を提供するが、母親たちが直面する問題は、長期間働ける仕事を見つけて保持することが子育ての早い段階でできるかどうかであり、とりわけ40歳を超えるとできなくなることが深刻な問題となる。

4 家計をやりくりする

いうまでもなく、シングルマザーが適当な仕事をなかなか見つけられないことは、家計にも影響する。総務省「全国消費実態調査」によると、シングルマザーの世帯は、他の2人以上世帯の半分以下の収入でやりくりをしなくてはならない（総務省2015）。食料、家賃、ガス・電気・水道料金は、支出のうち相対的に大きな部分を占めている。また、シングルマザー世帯の家計には貯蓄に回せる収入がなく、必要最小限を超えた支出もない。このような厳しい家計をやりくりする実態はどのようなものなのだろうか。

節約に努め、余計な支出をできるだけ避けることは、シングルマザーの日常のなかで習慣的になっている。家賃を節約するために、多くのシングルマザーは小さな1部屋あるいは2部屋の賃貸アパートで暮らし、家賃が補助される公営住宅にも応募をする。衣料費を節約するために、子どもたちには「お古」（おさがり）を着せる。あるシングルマザーは、割引特価に惹かれて不要な商品を買わないよう、購入する商品を決めてその額だけを持って買い物に行く。他のシングルマザーは、決まった額のなかで家計をやりくりできるように、家計簿をつけて支出を記録する。しかし、このような戦略をとっても、限られた収入額では日々必要な出費さえ十分に賄えない。あるインタビュー対象者は彼女の状況について以下のように説明した。

生活保護を受けなくなっても、家賃に6万円を支払わなくてはならないので、非常にきついです。冬になると、下の子が病気になるけれど、私のパートの仕事からの収入は月たった6万円です。下の娘の病気が快復したと思ったら、今度は上のもう1人の子が風邪をひいてしま

う。私はパートで6万円しか収入がなく、そのお金はすべて家賃に使われてしまいます。もちろん児童扶養手当や他の手当はもらっています。そのお金で食料品や他の支出を何とかまかなっています。だけど家計は本当に厳しいです。出かけるお金はないし、子どもの服はすべて「お古」です。服やおもちゃは友だちから譲ってもらい、児童扶養手当のおかげで家賃や他ににかかる費用を何とか支払うことができます。余裕が出た分は食費のためにとっておきます。私たちが外出するときは、お金が全くかからない公園に行きます。

このように家計が厳しい状況でも、母親たちは何とか工夫をして限られた収入でやりくりする。しかし、子どもが大きくなると子どもたちは交友関係のプレッシャーを受けるため、限られた家計は子どもたちにとって問題となる。小学校に上がる前、あるいは小学生の子どもは、自分たちの生活状況にほとんど関心を払わないものの、子どもがティーンエージャーになると自分たち家族が置かれている状況に不満が出ることもある。ある子どもは、1部屋あるいは2部屋の小さなアパートではなく、テレビで観る家族が住むような「大きな家」に住むことを夢想する。「お古」やシンプルなTシャツではなく、子どもたちは友だちのファッションに合わせたがる。また、子どもの携帯電話代など余分な出費をするゆとりはなくても、子どもが友人たちと同じものを持たないと孤立してしまうことを恐れて、買い与えてしまう。少ない収入でやりくりすることは、もはや予算を立てて注意深く支出をするという問題ではなくなり、社会的な要因に影響を受ける。ある母親によると、

娘は、周囲の人たちが自分のことをどのように思っているのか、強く意識する年頃になりました。彼女は高い流行の服を着たがります。私が「お母さんのように違ったライフスタイルをもっても良いんじゃない？」と言うと「お母さんはおかしい」と言い返されます。私はなぜいろいろとお金がかかるのか考えてしまいます。……携帯電話は必要ですがお金がかかります。……学校が夏休みの間は、娘は学童保育や塾に行きます。いろいろとやることのあるとして、それらが休みの日にはあれこれ買いにショッピングセンターに行きます。……私は娘が自動販売機でペットボトルを買う必要があるのかと考えてしまいます。それだけで1日に数百円かかってしまうからです。飲み物代に1カ月いくらかかるかわかっているのかしら。私は娘に「水の入ったペットボトルを持っていけば」と言うとき、彼女は「誰もそんなことはしない」と言い返します。私は夏休みの間だけ、娘が自動販売機でペットボトルを買うのを許しています。

彼女たちの厳しい家計状況の長期的な影響は、子どもたちが中学生になり、将来の教育や就職について考える段階がきた時に、明らかになる。多くの母親たちは、子どもたちを大学に行かせることを望み、高等教育やそれに伴う資格の重要性を認識しているものの、学費負担が深刻な問題となる。子どもが本当に勉強して結果を出す気がなければ、貴重なお金の無駄になるので、塾には行かせないと言う母親たちもいる。高卒の学歴しかない母親たちは、自身が安定した仕事を見つけるのに苦労したので、子どもたちの将来にとって高等教育が重要であることを認識している。ある母親は、娘を塾に行かせることについて以下のように語った。

良い塾の月謝は明らかに高いのですが、安い塾もあり、コースもピンキリです。例えば、試験の準備のために1つだけコースを選ぶことができる塾もあります。私たちの場合、娘が塾に行くようになる場合、おそらく予習復習のためのコースを選ぶと思います。私は娘がそのようなコースで勉強してほしいと思っています。……私自身は中3の時だけ塾に行きました。……以前は、学校で勉強ができる子だけが塾に通っていました。……だけど、娘の将来を考えると、塾に行ってほしいと思います。学歴がなければ良い仕事に就くのが難しくなります。……フリーターを馬鹿にするわけではありませんし、彼らにはそれぞれの事情があると思います。娘にはフリーターになってほしいと思いません。どのような状況になっても、自立できるくらいの収入が自分で得られたら私は安心で、娘にもそう伝えていきます。

シングルマザーたちが、よりよい将来を願い、子どもたちの養育にベストを尽くしていることは間違いない。しかし、母親の就業と同じように、「やる気と頑張り」は母親と子どもの現在と将来の生活状況を決める一義的な要因とはならない。NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむが2010年に実施した調査によると、シングルマザーは他の家族類型の母親と同様に、子どもが高い教育水準に達することを期待している。中学生の子どもがいる母親の69.4%は、高校卒業後、子どもを大学か短大に行かせることを希望している。同時に、厳しい家計状況は、子どもたちの選択に影響を与える。すなわち、子どもたちが希望した学歴の目標に達することができるかどうかは、成績だけでなく、家計状況にも左右される。さらに、39.6%の母親たちは、子どもたちが働きながら学校に通うことを期待している。50%の母親たちは教育ローンを利用するつもりであるが、子どもたちが将来、自分で稼ぐ収入で、その返済を賄ってもらうことを期待している（しんぐるまざあず・ふぉーらむ2010：21-25, 31）。

厳しい経済状況で育ち、自分の学費を自ら稼いで支払わなくてはならないことは、子どもたちの育ちや将来展望に大きな意味をもつ。阿部が指摘するように、子ども時代の欠乏の経験は、子どもの将来に長期的影響をおよぼす（阿部2008）。シングルマザー世帯の子どもたちが高等教育を受けるために自ら働かざるを得ないことは、明らかに子どもたちを不利な立場に置く。なぜなら、他の学生と比べて勉強をするための時間や資源が少なくなるからである。シングルマザーが家族を養える賃金を獲得できるかどうかは、家計のやりくりの問題を生じさせるだけではない。毎日の生活だけでなく、子どもの遠い将来にもさまざまな形で影響するのである。

おわりに

これらの考察は、シングルマザーの就労や経済的自立を促進する政策にどのような含意をもつのだろうか。子どもを1990年代に育てたシングルマザーの生活史、より具体的には彼女たちの就労の道筋は、仕事を探して収入を得る前提として、個人のやる気と頑張りだけではなく、彼女たちの就労パターンのジェンダー的な側面と、長期にわたって雇用機会と収入を得る機会を制約する構造的な要因が重要であることを示す。筆者がインタビューしたシングルマザーたちは、女性が結婚や出産で仕事を辞めることが期待されることが多かった世代に属していた。彼女たちがシングルマ

ザーになって直面する困難は、単に仕事を探すことだけでなく、幼い子どものケアをしながら再就職することであった。幼い子どものケアをしている時期は、安定的で将来展望がある仕事を探すには難しい時期である。離別から最初の数年間は、子どものケアの必要性から、残業が伴う仕事に就くことができない。30代の終わりや40代に入った段階で、母親たちは自分の能力が発揮できて賃金の高い仕事に就くことができると思うようになる。しかし年齢条件がそのような仕事に就く機会を制限し、仕事の内容レベルや収入レベルを大きく引き上げることを難しくする。職業訓練は、母親が再び仕事に就くことを可能にするものの、多くの母親が経験している就労の中断や転職の影響をどのように緩和するのか、シングルマザーの就労を通じた経済的自立にとって、重要な課題である。

教育や社会階層も考慮すべき重要な要因である。大卒資格は当然視されてきているため、中卒者や高卒者が正規の仕事を見つける機会はどんどん狭まり、非正規雇用の仕事に就くことが一般的になっている（例えば、Brinton 2010）。2000年代初めのシングルマザーの調査が示すように（藤原2005b）、彼女たちの就労パターンは学歴によって異なっている。また筆者のインタビュー調査では例外はあるものの、安定したフルタイムの仕事を持ち、児童扶養手当を受けていない「成功」ケースはほとんどの場合、高くして強力な教育資格を持ち、就労を継続し、他の人よりも多くの資源を有する少数グループに属していた。彼女たちが自立できたのは、単に個人の頑張りまたは成功の表れではなく、高学歴の女性が享受する構造的に有利な立場を反映したものである。もはや正規の仕事が当然視されなくなるなかで、安定した雇用機会が学歴が低い女性たちの間で減少していること、また非正規の仕事に長期的に就くことの意味を、政策立案者は考慮する必要がある。

最も懸念をもつべきなのは、シングルマザー世帯の低い収入が子どもたちの将来に与える影響である。シングルマザー世帯の収入が長期にわたって低い状態は、子どもたちの教育機会と将来の就労機会に影響を与える。子どもたちが早い時期から働き、家計や学費の一部を子どもたち自身が賄う場合は、勉強する時間も制約を受ける。学歴の重要性が高まり、正規雇用が減少しつつある経済状況において、子どもがいる低所得世帯への支援の欠如は、子どもたちの将来に懸念される結果をもたらすことは明白である。シングルマザーの仕事の軌跡は、仕事と子育てを1人で両立させる困難さを浮き彫りにするだけでなく、ジェンダーや社会階層の経済的不平等、および母親がフルタイムで働いても子どもの将来機会を保障する十分な収入を得ることが難しい、日本の福祉国家のありかたを示している。

（えざわ・あや ライデン大学准教授）

（すずき・あきら 法政大学大原社会問題研究所教授）

【参考文献】

- 阿部彩・大石亜希子（2005）「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会、143-161頁。
- 阿部彩（2008）『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波書店。
- Acs, Gregory and Pamela Loprest（2007）. *Final Report: TANF Caseload Composition and Leavers Synthesis Report*. Washington, DC, The Urban Institute.
- Brauner, Sarah and Pamela Loprest（1999）. “Where Are They Now? What States’ Studies of People Who

- Left Welfare Tell US.” *New Federalism* (A-32 (May)).
- Brinton, Mary C. (2010). “Social class and economic life chances in post-industrial Japan : the ‘lost generation.” *Social Class in Contemporary Japan*. Hiroshi Ishida and David Slater. London and New York, Routledge : 114-133.
- Edin, Kathryn and Laura Lein (1997). *Making Ends Meet : How Single Mothers Survive Welfare and Low-Wage Work*. New York, Russell Sage Foundation.
- Ezawa, Aya (2016). *Single Mothers in Contemporary Japan : Motherhood, Class, and Reproductive Practice*. Lanham, MD, Lexington Books.
- Ezawa, Aya and Chisa Fujiwara (2005). “Lone Mothers and Welfare-to-Work Policies in Japan and the United States : Toward an Alternative Perspective.” *Journal of Sociology and Social Welfare*, 32 (4) : 41-63.
- Fang, Hamming and Michael P. Keane (2004). “Assessing the Impact of Welfare Reform on Single Mothers.” *Brookings Papers on Economic Activity*, 1 : 1-116.
- Fraser, Nancy and Linda Gordon (1994). “A Genealogy of Dependency : Tracing a Keyword of the U.S. Welfare State.” *Signs*, 19 (2) : 309-336.
- 藤原千沙 (2005a) 「福祉と女性労働供給の関係史」佐口和郎・中川清編『福祉社会の歴史——伝統と変容』ミネルヴァ書房, 109-144 頁。
- 藤原千沙 (2005b) 「ひとり親の就業と階層性」『社会政策学会誌』13号, 161-175 頁。
- 平尾桂子 (1999) 「女性の初期キャリア形成期における労働市場への定着性——学歴と家族イベントをめぐる」『日本労働研究雑誌』No.471, 29-41 頁。
- 厚生労働省大臣官房統計情報部 (2003) 『社会福祉行政業務報告』厚生統計協会。
- 厚生労働省 (2011) 「平成 23 年度全国母子世帯等調査結果報告」。
- Lein, Laura and Deanna T. Schexnayder (2007). *Life After Welfare : Reform and their Persistence of Poverty*. Austin, TX, University of Texas Press.
- 水無田気流 (2014) 『シングルマザーの貧困』光文社。
- 日本労働研究機構 (2003) 『母子世帯の母への就業支援に関する研究』(調査研究報告書No.156)。
- Raymo, James M. and Hiromi Ono (2007). “Coresidence With Parents, Women’s Economic Resources, and the Transition to Marriage in Japan.” *Journal of Family Issues*, 28 (5) : 653-681.
- 下夷美幸 (2008) 『養育費政策にみる国家と家族——母子世帯の社会学』勁草書房。
- しんぐるまざあず・ふぉーらむ編 (2010) 『母子家庭の子どもと教育——母子家庭の子どもの教育実態とインタビュー報告書』。
- Slack, Kirsten Shook, Katherine A. Magnuson, Lawrence M. Berger, Joan Yoo, Rebekah Levine Coley, Rachel Dunifon, Amy Dworsky, Ariel Kalil, Jean Knab, Brenda J. Lohman and Cynthia Osborne (2007). “Family economic well-being following the 1996 welfare reform : Trend data from five non-experimental panel studies.” *Children and Youth Services Review*, 29 : 698-720.
- 総務省統計局 (2015) 「平成 26 年全国消費実態調査」。
- Stack, Carol (1974). *All Our Kin*. New York, Harper and Row.
- University Consortium on Welfare Reform (2004). *The Two Worlds of Welfare Reform in Illinois. Illinois Families Study*, Northwestern University.
- 堀橋孝文 (1997) 『現代福祉国家の国際比較——日本モデルの位置づけと展望』日本評論社。